

業 務 仕 様 書（令和8年8月1日以降適用）

業務名：R8企総管 勝浦発電所 水圧鉄管板厚測定調査業務

（適用の範囲及び仕様書の遵守）

第1条 本仕様書は、「R8企総管 勝浦発電所 水圧鉄管板厚測定調査業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本業務は、設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止することを目的とするため、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

（共通仕様書の適用）

第2条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 令和8年7月」、「徳島県設計業務共通仕様書 令和8年7月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 令和8年7月」に基づき実施しなければならない。

なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。ただし、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

第3条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第4条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第5条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

業 務 仕 様 書（令和 8 年 8 月 1 日以降適用）

業務名：R 8 企総管 勝浦発電所 水圧鉄管板厚測定調査業務

- 2 前項第 1 号は必ず実施するものとし、第 2 号及び第 3 号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。ただし、前項第 1 号から第 3 号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（W e b 会議【発注者指定型】）

第 6 条 本業務は、建設 D X による業務の効率化を目的とした「W e b 会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b 会議実施要領」を適用する。

- 2 W e b 会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b 会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（W e b 検査【発注者指定型】）

第 7 条 本業務は、建設 D X による業務の効率化を目的とした「W e b 検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b 会議実施要領」を適用する。

- 2 W e b 検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b 会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第 8 条 本業務は、建設 D X による業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第 9 条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

業 務 仕 様 書 (令和8年8月1日以降適用)

業務名：R8企総管 勝浦発電所 水圧鉄管板厚測定調査業務

(熱中症対策費(施設・設備)の対象業務)

第10条 本業務は、熱中症対策費(施設・設備)の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策(施設・設備)を実施する場合は、「熱中症対策費(施設・設備)計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費(施設・設備)に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費(施設・設備)に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

(委託業務箇所)

第11条 委託業務箇所は、次のとおりとする。

- (1) 徳島県勝浦郡勝浦町棚野 徳島県企業局勝浦発電所水圧鉄管

(断水期間)

第12条 断水予定期間は、令和8年9月28日から令和9年3月5日までとする。

ただし、断水期間には充抜水作業(各2日間)を含む。

(対象機器)

第13条 本業務における調査対象設備の内容は、次のとおりとする。

- (1) 水圧鉄管

ア 条 数 1条

イ 全 長 262.548m

ウ 構 造 突合溶接

エ 直 径 2,360mm~2,100mm~1,900mm~
1,700mm~1,400mm

オ 板 厚 9mm~16mm(腐食代1.5mm)

カ 材 質 SM41A(設計応力:1,025kgf/cm²)

キ 静水頭 147.5m(設計水頭:195.5m)

ク 水 量 10.0m³/s

ケ しゅん工 昭和49年6月

コ 製 作 者 日本鋼管株式会社

(業務内容)

第14条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 設計協議

ア 着手時

業務着手時に、業務内容や詳細について協議を行う。

イ 成果納品時

成果納品時に、報告書の内容について協議を行う。

- (2) 計画準備

資料収集及び現地調査等を実施し、調査計画を立案する。また、現地調査に必要な資機材等を準備する。

- (3) 外観調査

水圧鉄管外面の腐食、変形、漏水及び支持構造物の状況等を目視により検査を行うとともにカラー写真の撮影を行う。

業 務 仕 様 書（令和 8 年 8 月 1 日以降適用）

業務名：R 8 企総管 勝浦発電所 水圧鉄管板厚測定調査業務

(4) 板厚測定調査

測定箇所は次のとおりとする。

水圧鉄管 1 9 2 点（平たん部外面 1 2 箇所、傾斜部外面 3 5 箇所、末端部内面 1 箇所（1 箇所につき各 4 点））測定箇所は、別添図面を参照すること。なお、1 点当たりの測定数は、5 0 mm内外の間隔で 5 ポイント行うものとする。

(5) 報告書作成

ア 外観調査

水圧鉄管の展開図を作成し、各調査測定の場所、状況及び測定値等を明示し、写真を添付すること。

イ 板厚測定

水圧鉄管の展開図に測定位置を番号等で表示し、各箇所の測定値一覧表を作成する。また、記録は 5 ポイントの測定とともに 1 箇所当たりの平均値も記入すること。併せて、過去の調査報告と比較することとする。

ウ 考察

調査、測定結果を基に考察としてまとめること。

エ 部数

提出する報告書の部数は 3 部とする。

（諸法令の遵守）

第 1 5 条 受注者は、本業務の履行に当たり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) その他関係法令等

（規格）

第 1 6 条 本業務の点検、測定に当たっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし、監督員が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本産業規格（J I S）
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- (3) 日本電機工業会規格（J E M）
- (4) 水門鉄管技術基準
- (5) その他関係規格、基準等

（提出図書）

第 1 7 条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」に基づいて作成した成果品（正・副各 1 部）を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる提出を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- | | | |
|----------------|----------------------------|-----|
| (1) 業務計画書 | 契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き 1 4 日以内に | 1 部 |
| ア 業務概要 | | |
| イ 実施方針 | | |
| ウ 作業方法 | | |
| エ 工程表 | | |
| オ 業務組織計画 | | |
| カ 連絡体制（緊急時含む） | | |
| キ 主要機械器具 | | |
| ク 使用する主な図書及び基準 | | |
| ケ その他 | | |
| (2) 業務成果報告書 | 業務完了検査請求日まで（完了検査用 1 部を含む） | 3 部 |

業 務 仕 様 書 (令和 8 年 8 月 1 日以降適用)

業務名：R 8 企総管 勝浦発電所 水圧鉄管板厚測定調査業務

- (3) 業務写真 業務完了検査請求日まで
(4) 監督員が指示する図書

3 部
必要部数

(その他)

- 第 18 条 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。
- 2 受注者は、本業務の実施に際し、監督員の立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
- 3 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。
- 4 本業務の履行に当たり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
- 5 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
- 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
- 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任により補償しなければならない。
- 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。

(業務の完了)

- 第 19 条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって本業務の完了とする。